

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する事項）

第8条の2 令第5条の6の2第1項第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種類

は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

2 令第5条の6の2第1項第2号に規定する縦覧の場所及び期間は、規則で定める。

3 令第5条の6の2第2項に規定する意見書の提出先及び提出期限は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）の施行等に伴い、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する事項を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。